

職員の給与に関する条例及び広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十二号

職員の給与に関する条例及び広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第二条 職員の給与は、給料並びに初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当(第十四条の三の規定による手当を含む。)、産業教育手当、定時制通信教育手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当とする。</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第十四条の六 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第三十二条第一項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百二十二号)第百五十四条(同法第百八十三条において準用する場合を含む。))及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十六条の八において準用する場合を含む。)、又は大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)第五十六条第一項に規定す</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第二条 職員の給与は、給料並びに初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当(第十四条の三の規定による手当を含む。)、産業教育手当、定時制通信教育手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当とする。</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第十四条の六 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第三十二条第一項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百二十二号)第百五十四条(同法第百八十三条において準用する場合を含む。))及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第四十四条において準用する場合を含む。)、又は大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)第五十六条第一項に規定する職</p>

<p>る職員が、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に、その者に対して支給する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>員が、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に、その者に対して支給する。</p> <p>2・3 (略)</p>
---	---

(広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第二条 広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十年広島県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類) 第二条 (略)</p> <p>2 手当の種類は、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p>	<p>(給与の種類) 第二条 (略)</p> <p>2 手当の種類は、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。